

広島市は地域貢献活動に積極的な企業を応援します!!

企業等で働く現役世代が、地域貢献活動に参画しやすい環境づくりを促進するため次の二つの取組を行っています。

ひろしま型地域貢献企業認定制度

地域貢献活動に積極的な企業等を「ひろしま型地域貢献企業」として認定します!

【認定のメリット】

- ①認定マークの付与(令和5年2月開始予定)
- ②広島市ホームページ(特設サイト)に企業名や活動内容等を掲載
- ③広島市の入札制度における優遇措置

地域貢献活動休暇制度整備促進事業

地域貢献活動を行う際に取得できる「地域貢献活動休暇制度」を整備し、従業員に制度を周知することにより、休暇取得の促進に取り組む企業等を、広島市ホームページ(特設サイト)で公表します!

企業等とは

企業のほか、個人事業主、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第2の「公益法人等」(法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用について「公益法人等」とみなす特定非営利活動法人を含む。)、又は別表第3の「協同組合等」に該当するものをいいます。

地域貢献活動とは

各種地域団体(町内会・自治会、社会福祉協議会、防犯組合、自主防災会など、一定の地域における住民自治又は地域課題解決等のために自発的に活動を行う住民団体)が参画する環境美化活動、防犯・防災活動、交通安全運動など地域課題を解決する活動への参加や、各種地域団体の運営援助を目的とした活動のことです。

地域貢献活動休暇とは

企業等の従業員等が、地域貢献活動を行う場合に取得できる有給休暇のことです。ただし、労働基準法第39条の規定による年次有給休暇は除きます。



本制度・申請に関する詳細は特設サイトをご覧ください!



広島市HP

ページ番号 290618

〈広島市特設サイト〉 <https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/hiroshima-kigyo-nintei/>

受付・問合せ先 広島市 企画総務局 コミュニティ再生課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 市役所本庁舎11階
TEL 082-504-2125(直通)
E-mail community@city.hiroshima.lg.jp

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



この取組は、主にSDGsのゴール11「住み続けられるまちづくりを」及び17「パートナーシップで目標を達成しよう」の達成に資するものです。

ひろしま型地域貢献企業認定制度について



どのような企業が対象ですか？

次の企業等が対象となります。

- (1) 広島市内（以下「市内」という。）で事業を営む企業等
- (2) 法人の場合は市内に本店又は支店・営業所等の事業所があること。個人事業主の場合は市内に事業所等があること。
- (3) 市内で継続して1年以上の事業の実績があること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) その他市長が適当であると認めたもの

※ ただし、次の企業等は対象外となります。

①各種法令に違反している又はそのおそれのある企業等 ②公序良俗に反する活動を行う又はそのおそれのある企業等 ③政治活動、宗教活動を行うことを目的とした企業等 ④暴力団員等（広島市暴力団排除条例（平成24年条例第14号）第2条第2号に規定する暴力団員等）と関係を有している企業等 ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれに類する営業を行っている企業等 ⑥民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手続中の企業等 ⑦事業に関して法令に違反し、国又は地方公共団体から行政処分を受け、当該処分が解除されていない企業等 ⑧広島市競争入札参加資格者氏名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている企業等 ⑨広島市の指導調整団体及び広島市が2分の1以上出資又は職員を派遣している企業等 ⑩その他市長が適当でないと認める企業等

どのような活動を行えば認定されますか？

企業等が次のいずれかに該当する場合に認定します。

【基準1】 従業員等が地域貢献活動休暇を取得し、広島広域都市圏内で地域貢献活動を行うこと

【基準2】 企業等が広島広域都市圏内で地域貢献活動を行うこと

【広島広域都市圏】とは

広島市の都心部からおおむね60kmの圏内にある、東は三原市エリアから西は山口県柳井市エリアまでの28市町で構成されています。

（構成市町）●広島県：広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町 ●山口県：岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町 ●島根県：浜田市、美郷町、邑南町

<基準表>

認定基準	【基準1】	【基準2】
対象活動	次のいずれにも該当すること。 (1) 企業等が地域貢献活動休暇制度を整備していること。 (2) 従業員等が地域貢献活動休暇を取得し、地域貢献活動を行った実績があること。 	企業等が次のいずれかの地域貢献活動を行っていること。 (1) 人的支援 各種地域団体が参画する環境美化活動、防犯・防災活動、交通安全運動、子育て支援活動、高齢者・障害者支援活動など地域課題を解決する活動への参加や、各種地域団体の運営援助を目的とした、個人事業主の活動や従業員の派遣など (2) 金銭的・物的支援 各種地域団体が参画する地域課題を解決する活動や、各種地域団体の運営援助を目的とした寄附・協賛（1件10,000円（相当）以上のものに限る。） (3) 連携協定の締結等（地域課題解決に資する、企業等と各種地域団体の協定書の締結等、その他市長が適当と認める活動）
個別要件	(1) 従業員数※1100人以上の企業等 <u>年間4人※2以上</u> (2) 従業員数※1100人未満の企業等 <u>年間2人※2以上</u> （注）申請の日前1年以内の人数	(1) 従業員数※1100人以上の企業等 <u>年間6回※3以上</u> ※金銭的・物的支援は2回を上限とし、同一団体への2回以上の支援は1回と計上する。 (2) 従業員数※1100人未満の企業等 <u>年間2回※3以上</u> ※金銭的・物的支援は1回を上限とする。 （注）申請の日前1年以内の回数

※1 申請単位における従業員数（本店等申請の場合は企業等全体の従業員、事業所単位申請の場合は当該事業所の従業員）をいい、パート・アルバイト等を含みます。

※2 同一従業員が複数回休暇を取得し活動を行っている場合でも、1人の実績として計上します。

※3 認定の対象となった活動については、更新等の際に重複して活動実績として計上することはできません。また、連携協定の締結についても、その締結をもって1回と計上し、当該協定の趣旨が大きく変わる協定の変更等を除き、更新等の際に活動実績として計上することはできません。

地域貢献活動の例

【注意事項】 各種地域団体と連携している活動や、各種地域団体の運営援助を目的とした活動が対象です。
企業独自の活動や地域団体と無関係な活動は対象外となりますのでご注意ください。

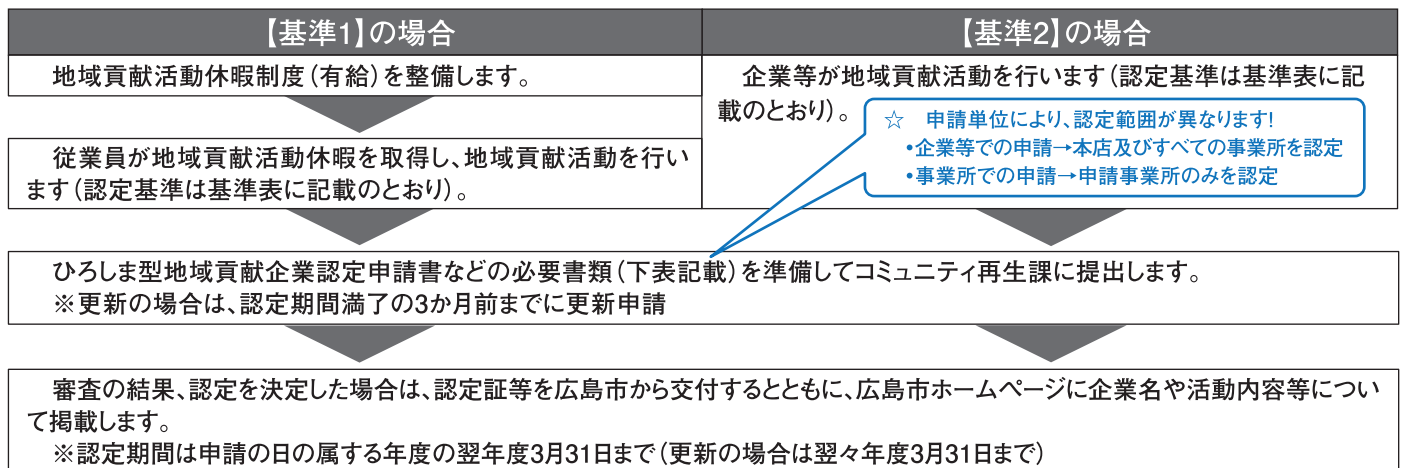
区 分	活 動 例
【基準1】	地元町内会役員の従業員のAさんが会社の地域貢献活動休暇を取得して、町内会定例会の資料準備を行った。 連合町内会役員の従業員のBさんが、連合町内会が定期的に行っている河川敷の草刈り・清掃活動に、会社の地域貢献活動休暇を取得して参加した。
【基準2】	人的支援 地元の連合町内会が夏祭りの新たな企画のアイデアに困っていたので、企画会議から従業員が参加し、地元と一緒に新しいイベントを実施した。 地元子ども会の開催するバザーの開催案内を作りたいとの話があったので、チラシやポスターをデザインすることが得意な従業員にお願いして、チラシを作った。 会社の前の道路が通学路であることもあり、毎日個人事業主である経営者がPTAとともに登下校時の見守り活動に参加している。
	金銭的支援 地元地域団体が定期的に行っている河川敷の草刈り・清掃活動で、ごみの運搬にトラックが必要だとの話があったため、会社で所有している4tトラックを1日無償で貸し出した（通常のレンタカーであれば10,000円を超える借り上げ料）。 地元の連合町内会が例年通り夏祭りを行うので、何か協力してほしいとの依頼があったが、準備に従業員を参加させることができない日程だったため、協賛金（20,000円）による支援をした。
	連携協定の締結等 地元連合町内会と、大雨による洪水や土砂災害等が発生した場合に、自社の駐車場や建屋を一時避難場所として提供する旨の協定書を締結した。 住宅団地内に商業施設がなく、車の運転ができない高齢者が増えてきたことから、買い物弱者対策として地元町内会が市内のスーパーと移動販売車を巡回させる協定を締結した。また同様に、地元町内会が市内業者とキッチンカーを巡回させる協定を締結した。

（注）【基準2】については、企業等が複数回地域貢献活動を行った場合においても、当該活動が一連のものである場合や、短時間かつ継続的な概ね同一の活動である場合等で複数回計上することが適当でないと判断する場合は、1回として計上します。

※ ただし、次の活動は対象となりません。

①専ら営利や宣伝を目的とした活動 ②専ら特定個人の利益を目的とした活動 ③政治又は宗教を目的とした活動 ④地域における公益性、公共性を著しく欠く活動 ⑤参加・協力の対価（実費相当以上の金銭又は地域団体の構成員名簿等）を要求することを目的とした活動 ⑥その他市長が適当でないと認める活動

認定までの流れ



必要書類

① ひろしま型地域貢献企業認定申請書 ② 誓約書兼同意書 ③ 地域貢献活動休暇の制度を整備していることが分かる就業規則等の写し（就業規則の作成義務がなく、作成していない企業等については労働条件通知書の写し等） ④ 地域貢献活動参加報告書 ☆ 地域貢献活動参加報告書には、活動ごとに必要となる書類があります。 ⑤ その他市長が必要と認める書類	① ひろしま型地域貢献企業認定申請書 ② 誓約書兼同意書 ③ 地域貢献活動実績報告書 ☆ 地域貢献活動実績報告書には、活動ごとに必要となる書類があります。 ④ その他市長が必要と認める書類
--	---

地域貢献活動休暇制度整備促進事業について



どのような企業が対象ですか？

次の企業等が対象となります。

- (1) 広島市内(以下「市内」という。)で事業を営む企業等
- (2) 法人の場合は市内に本店又は支店・営業所等の事業所があること。個人事業主の場合は市内に事業所等があること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) その他市長が適当であると認めたもの

※ ただし、次の企業等は対象外となります。

①各種法令に違反している又はそのおそれのある企業等 ②公序良俗に反する活動を行う又はそのおそれのある企業等 ③政治活動、宗教活動を行うことを目的とした企業等 ④暴力団員等(広島市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員等)と関係有している企業等 ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれに類する営業を行っている企業等 ⑥民事再生法及び会社更生法による再生又は更生の手続中の企業等 ⑦広島市の指導調整団体及び広島市が2分の1以上出資又は職員を派遣している企業等 ⑧その他市長が適当でないと認める企業等

どのような活動を行えば公表されますか？

企業等が次のいずれかに該当する場合に市のホームページに公表します。

【基準1】 地域貢献活動休暇制度を新たに(申請の日前1年以内※)整備し、従業員に休暇制度の内容を周知することにより、その取得促進に取り組むこと

【基準2】 既存の地域貢献活動休暇制度について、申請の日前1年以内※に従業員に休暇制度の内容を周知することにより、その取得促進に取り組むこと

※申請の日前1年以内とは、本制度の開始日(令和4年8月15日)以降である必要があります。



公表までの流れ

【基準1】の場合

地域貢献活動休暇制度(有給)を整備します。

☆ 申請単位により、公表範囲が異なります!

- ・企業等での申請→企業等として公表
- ・事業所での申請→申請事業所のみを公表

【基準2】の場合

従業員に地域貢献活動休暇制度の内容を周知し、その取得促進に取り組めます。
〔周知方法〕社内掲示、メール・イントラネット、回覧・資料配付、説明会の実施

地域貢献活動休暇制度整備促進事業公表申請書などの必要書類(下表記載)を準備してコミュニティ再生課に提出します。
※継続の場合は、公表期間終了の日の3か月前までに継続申請

審査の結果、公表を決定した場合は、地域貢献活動休暇制度整備促進事業公表決定通知書を送付するとともに、広島市ホームページで企業等の名称等について公表します。

※公表期間は申請の日の属する年度の翌年度3月31日まで(継続の場合は翌々年度3月31日まで)

必要書類

- ① 地域貢献活動休暇制度整備促進事業公表申請書
- ② 誓約書兼同意書
- ③ 地域貢献活動休暇制度を整備していることが分かる就業規則等の写し(就業規則の作成義務がなく、作成していない企業等については労働条件通知書の写し等)
- ④ 就業規則(変更)届の控え(労働基準監督署の受付印があるもの)等
- ⑤ 従業員に対し、地域貢献活動休暇制度の内容を周知したことがわかるもの
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

- ① 地域貢献活動休暇制度整備促進事業公表申請書
- ② 誓約書兼同意書
- ③ 地域貢献活動休暇制度を整備していることが分かる就業規則等の写し(就業規則の作成義務がなく、作成していない企業等については労働条件通知書の写し等)
- ④ 従業員に対し、地域貢献活動休暇制度の内容を周知したことがわかるもの
- ⑤ その他市長が必要と認める書類